部長及び参事官
殿
所　　属　　長

生企発第396号
（地域、少年、組対、交企、交指、交規、備二）
令和３年６月17日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

公営競技に係る各種協議に対処するに当たっての配意事項等について（通達乙）

公営競技に係る各種協議に対処するに当たっての配意事項等については、「公営競技に係る各種協議に対処するに当たっての配意事項等について（通達乙）」（平成30年５月９日生企発第351号。以下「旧通達」という。）に基づき、対処してきたところであるが、この度、ミッドナイト競走に係る部分についてモーターボート競走を追加する改正が行われたことから、下記のとおり適切に対処されたい。

なお、本通達乙の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　各種協議に対処するに当たっての配意事項

(1)　公営競技関係施設の設置等に係る協議

別添１「公営競技関係施設の設置等に係る協議に対処するに当たっての配意事項」のとおり

(2)　ナイター競走（ミッドナイト競走を除く。）の実施に係る協議

別添２「ナイター競走（ミッドナイト競走を除く。）の実施に係る協議に対処するに当たっての配意事項」のとおり

(3)　ミッドナイト競走（競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に係るナイター競走のうち、当該競走を実施する競走場に一般客を入場させないで実施するものをいう。）の実施に係る協議

別添３「ミッドナイト競走の実施に係る協議に対処するに当たっての配意事項」のとおり

２　協議の対処要領

施行者等から協議の申入れがあった場合は、次のとおり対処するものとする。

(1)　施行者等との協議は、当該協議に係る公営競技関係施設等の場所を管轄する各署の生活安全課又は刑事生活安全課を窓口として、当該署長が行うこと。

この場合において、署長は、協議の対象となる公営競技関係施設の設置等に関し、地域住民の反対運動等の動向がある場合は、県本部生活安全企画課

長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して本部長に報告すること。

(2)　署長は、施行者等から協議の申入れがあったときは、協議の申入書及び当該協議に係る公営競技の施行概要等を記載した書類（以下「申入書等」という。）を提出させるものとする。この場合において、署長は、施行者等に提出させる申入書等の内容について、生活安全企画課長と協議した上で指定するものとする。

(3)　署長は、協議の申入れを受理したときは、１に掲げる配意事項に従い、速やかに施行者等に対する申入事項（以下「協議事項」という。）を策定し、申し入れ書等の写しを添え、当該協議事項について、生活安全企画課長を経由して本部長に上申すること。この場合において、署長は、当該公営競技の施行概要等を考慮し、１に掲げる配意事項に定めるもののほかに、施行者等に対して申し入れる必要のある事項があるときは、当該事項を協議事項に加えるものとする。

(4)　生活安全企画課長は、協議事項について上申があったときは、関係各課に当該協議事項について意見照会を行い、その結果を反映させた協議事項を作成し、当該上申に添えて本部長に提出すること。

(5)　本部長は、協議事項について上申を受けたときは、警察庁生活安全局保安課長（以下「生活安全局保安課長」という。）に協議の申入れの受理について報告するとともに、(4)の関係各課の意見を反映させた協議事項を基に協議事項を指定し、署長に協議事項を指示するものとする。

(6)　署長は、(5)の指示を受け、施行者等に対し、協議事項を文書で申し入れるとともに、当該協議事項に対して施行者等のとる措置について文書による回答を求めること。

(7)　署長は、施行者等の回答を受理したときは、協議事項に適正に対処していることを確認した上で、当該回答の写しを添え、協議の締結について、生活安全企画課長を経由して本部長に上申すること。この場合において、生活安全企画課長は、当該上申について、関係各課の合議を受けた上で本部長の決裁を受けるものとする。

(8)　本部長は、協議の締結について上申を受けたときは、施行者等が協議事項に適正に対処していることを確認した上で、署長に当該協議の締結を指示するものとする。

(9)　署長は、(8)の指示を受け、施行者等に協議書を必要数作成させて協議を締結し、協議の締結の結果について、当該協議書の写しを添え、生活安全企画課長を経由して本部長に報告すること。

(10)　本部長は、協議の締結の結果について報告を受けたときは、生活安全局保

安課長に当該協議の締結について報告するものとする。

3　施行者等からの暴力団員等に係る意見照会への対応

施行者等は、公営競技の実施に関する一部の事務を委託する相手方から暴力団員等の不適切な私人を排除するため、本部長に対し意見照会を行うこととされており、その対応は、県本部生活安全企画課を窓口として行うので、同課は県本部組織犯罪対策課と連携を密にして対応すること。

別添１

公営競技関係施設の設置等に係る協議に対処するに当たっての
配意事項

１　一般的な配意事項

(1)　関係機関等の同意

以下のものの同意が得られていることを確認すること。

ア　公営競技関係施設の所在地を区域とする市区町村の長

イ　公営競技関係施設の所在地を区域とする住民組織（町内会、自治会等）

ウ　イ以外の住民組織であって公営競技の施行により重大な影響を受けると認められる地域を区域とする住民組織であると警察が認めるもの

エ　公営競技関係施設に隣接する施設であって公営競技の施行により重大な影響を受けるものであると警察が認めるものの管理者

(2)　資料の提出

以下の資料の提出を求めること。

ア　公営競技関係施設の周辺の見取図

イ　公営競技関係施設の配置図

ウ　駐車設備と公営競技関係施設との位置関係を示す図面及び当該駐車設備に収容可能な車両台数

エ　公営競技関係施設の利用状況（予想）に関して次の事項を記載した書面

(ｱ) 総来場者数

(ｲ) 利用する交通機関別の来場者数

(ｳ) 駐車台数

(ｴ) 時間帯別の来場者数

(ｵ) １年間に公営競技が行われる総日数（場外発売所等にあっては、投票券等の発売される日及び投票券等の払戻しの行われる日を含む。）

オ　自主警備計画案（次の事項が定められていることが望ましい。）

(ｱ) 自主警備の統括責任者の指定

(ｲ) 自主警備の現場責任者の指定

(ｳ) 使用する警備員の人数

(ｴ) 警備員の配置計画

(ｵ) 警備員の勤務体制

(ｶ) 警備員の平均年齢

(ｷ) 警備員の常勤、非常勤の別

(ｸ) 夜間における警備計画（機械警備業の利用を含む。）

(ｹ) 雑踏事故、紛争等の発生時における措置要領

(ｺ) 現金の取扱い（現金の輸送を含む。）に当たっての警備要領

(ｻ) 暴力団等の排除のための警備要領
(ｼ) 警備員の使用する資器材の種類及び数
(ｽ) 歩行者、車両等を誘導するための警備員等の数
(ｾ) (ｽ)の警備員等の配置計画
(ｿ) (ｽ)の警備員等の使用する資器材の種類及び数

カ　場外発売場にあっては、払戻のための窓口を併設するか否かの別

キ　他の公営競技競技場における公営競技に係る投票券等の発売又は払戻を行うか否かの別

ク　その他参考資料

(3)　管轄署が治安維持等の観点から著しい支障が生じるおそれがあると認めて当該公営競技関係施設の業務の中止を求めたときは、これに誠実に対応することを確認すること。

(4)　施設の必要な場所に苦情処理のための設備等が設けられていること。

2　風俗上の観点からの配意事項

(1)　公営競技関係施設が設置される場所が、学校その他その周辺の清浄な風俗環境を維持する必要が高い施設として警察が指定するものから十分な距離を保っていること。

(2)　公営競技関係施設が設置される場所が、善良の風俗又は清浄な風俗環境を保持する必要が高い地域として警察が指定する地域内にないこと。

(3)　公営競技関係施設に係る放送等により近隣の環境に著しい影響を与えることのないよう配意されていること。

(4)　公営競技関係施設及びその周辺に設けられる施設において酒類の提供が行われることにより、清浄な風俗環境等が害されることのないよう必要な措置が講じられていること。

3　防犯上の観点からの配意事項

(1)　現金を保管するための金庫その他の適当な設備が設けられていること。

(2)　業務を行わない時間において多額の現金が公営競技関係施設に保管される場合にあっては、現金の保管につき警備員による警戒（機械警備業によるものを含む。）が行われるものであること。

(3)　従業員専用の出入口及び現金を取り扱う場所への出入口は、出入りを行うごとに鍵（カード錠を含む。）による開閉を行い、外部から自由に出入りできないよう配意されていること。

(4)　公営競技関係施設の扉や窓ガラスは、容易に破壊、解錠されない堅固な構造を有するものであること。

(5)　現金の輸送に当たっては警察と密接な連絡を保つとともに、その時間、輸送車両、輸送経路等について十分配意されていること。

(6)　現金を公営競技関係施設の外部に運び出すための車両が公営競技関係施設に近接して駐車することができること。

(7)　投票券又は現金を取り扱う窓口の開口部分は必要最小限の大きさのもの

であること。
(8)　公営競技関係施設の内部に設置される電話は、警備員等から見やすい位置にまとめて設置されていること。
(9)　公営競技関係施設の内外に照明設備、テレビカメラ、ビデオ等が十分な台数整備されていること。
(10) 場内において許可を受けて営業を営む者により、自主防犯組織が組織されていること。

4　雑踏事故防止等の観点からの配意事項

(1)　敷地及び施設内の来場者等を収容する部分は、十分な広さが確保されているものであること。
(2)　災害等によって容易に損壊することのない堅固な建築物であること。
(3)　いす、くずかご等の設備は床等に固定され、容易に移動できないものであり、かつ、燃えにくい材質で作られているものであること。
(4)　利用者の通行する場所は全て舗装されており、敷石が破壊されて投石等に使用されるおそれのないものであること。
(5)　紛争時において凶器等となるおそれのある物件については、当該設備の内外における管理が十分なされていること。
(6)　客等の避難誘導のための非常口、照明設備等が整備されていること。
(7)　雑踏事故、紛争等に備え、来場者等に非常放送であることを容易に認識させることができる特別な機能を有する非常放送装置が備えられていること。
(8)　非常時における警察その他の関係機関との連携のための専用の回線（無線を含む。）が設けられていること。
(9)　非常時において警察その他の関係機関の使用する大型車両の進入路が確保されていること。
(10) 施設の必要な場所に、施設の内部及び施設の周辺（施設の専用駐車場を含む。）を監視するための装置が設置された警察官詰所、警備員詰所が設けられていること。
(11) 雑踏事故、紛争等に備え、消火設備が整備されていること。

5　暴力団等の排除のための配意事項

(1)　公営競技関係施設における公営競技の実施規則等に暴力団排除条項が明記されていること。
(2)　暴力団員等の排除対象者が施行者において十分に把握され、かつ、対象者についての認定資料が整備されていること。
(3)　暴力団員等の排除対象者の認定資料の収集、補正、活用等について、専門の職員を十分に配置するなど適切な措置がとられていること。
(4)　暴力団員等の排除措置のために必要な施設、設備、表示等が整っており、警備要員が十分に配置され、かつ、排除実施要領が確立していること。
(5)　売店、予想屋等の場内営業の許可に際して暴力団員等不適格者の排除に

配意されていること。

(6)　公営競技関係施設内において暴力団員等を発見した場合にとるべき措置（警察への連絡を含む。）等について従業者等に講習が実施されていること。

6　交通の安全と円滑の確保の観点からの配意事項

(1)　大量公共輸送機関について十分利用可能な運行体制が確保されていること。

(2)　公営競技関係施設の周辺に違法駐車、交通渋滞等が発生しないよう次のとおり配意されていること。

ア　予想される車両の駐車需要に十分対応できる駐車設備が整備されていること。

イ　公営競技終了後必要な時間帯まで駐車設備が利用できること。

ウ　駐車設備への車両の誘導並びにレース終了時における車両の誘導及び駐車場の出庫調整等を適切に行うため、必要な車両整理員及び誘導するための施設が確保されていること。

(3)　歩行者等の安全確保について次のとおり配意されていること。

ア　公営競技関係施設の内外及び大量公共輸送機関の乗降場所から公営競技関係施設までの通行経路に、歩行者を誘導するための警備員等が配置されていること。

イ　車両の通行経路を歩行者用の通行経路と分離する対策がとられていること。

ウ　周辺住民の歩行及び自転車通行の安全を確保するため必要な措置がとられていること。

(4)　その他公営競技関係施設周辺における交通の安全と円滑の確保及び交通障害発生防止のため、道路交通環境の整備その他必要な措置がとられていること。

別添２

ナイター競走（ミッドナイト競走を除く。）の実施に係る協議に対処するに当たっての配意事項

１　一般的配意事項

(1)　ナイター競走（別添３のミッドナイト競走を除く。以下同じ。）の実施に係る協議に対処するに当たっては、競走場の所在地を区域とする住民組織（町内会、自治会等）の同意が得られていることを確認するとともに、反対運動等地域住民の動向に留意すること。

(2)　協議に対処するに当たっては、次の資料を提出するよう求めること。

ア　ナイター競走実施計画書

イ　ナイター競走を実施する競走場付近の見取図

ウ　ナイター競走を実施する競走場の施設の配置図

エ　ナイター競走を実施した場合の当該競走場への予想入場者数及び場外設備の予想利用者数（以下「予想来場者数」という。）並びに利用交通手段別にみた予想来場者数を記載した書面

(3)　午後９時までに競走を終了させることができるように競走の計画が立てられていることを確認すること。

(4)　施行者等は、管轄署が治安維持等の観点から著しい支障が生じるおそれがあると認めてナイター競走の中止を申し入れたときは、直ちに当該ナイター競走を中止することを確認すること。

２　ナイター競走に係る事件、事故を警戒、防止するための警備体制に関する配意事項

(1)　次の事項が盛り込まれている警備計画案が定められていること。

ア　警備責任者の指定

イ　警備員の人数

ウ　警備員の配置計画、勤務体制

エ　警備業務に使用する装備

オ　警備員の平均年齢

カ　警備員の常勤、非常勤の別

キ　警備員の教養計画

ク　現金の管理、輸送に関する具体的措置要領

ケ　雑踏事故、紛争等の発生時における具体的措置要領

コ　車両の整理、誘導等に関する具体的措置要領

(2)　現金盗難等の事故の防止に関し、次のとおり配意されていること。

ア　現金を取り扱う場所への出入口については、警備員による扉の開閉又は鍵（カード錠を含む。）による開閉を行い、外部から自由に出入りできないよう配意されていること。

イ　夜間において現金を競走場内に保管する場合には、現金を保管するための金庫その他の適当な設備を設け、これを警備員が警戒していること。

ウ　夜間において現金を輸送する場合には、時間、出入口、輸送車両、輸送経路、警備員の配置等について十分配意されていること。

(3)　利用者の避難誘導のための非常口、照明設備等が整備されていること。

(4)　雑踏事故、紛争等に備え、放送設備、消火設備等が整備されていること。

(5)　競走場内外の必要な場所に警察官詰所、警備員詰所や苦情処理所等が設けられていること。

(6)　警察官詰所及び警備員詰所には、競走場内外の混雑状況等を監視するための装置が設置されていること。

(7)　利用者の通行する場所は、全て舗装されており、敷石が破壊されて投石等に使用されないものであること。

(8)　紛争時において凶器等となるおそれのある物件については、競走場内外において管理が十分なされていること。

(9)　非常時における警察との連絡方法が定められていること。

3　暴力団等排除の観点からの配意事項

(1)　暴力団等の排除に関し、次のとおり配意されていること。

ア　暴力団員、ノミ屋等の不良入場者の入場を拒否するため必要な措置がとられていること。

イ　暴力団員、ノミ屋等の不良入場者を退出させるため必要な措置がとられていること。

ウ　競走場内における売店等の営業の許可につき、不適格者等の排除のために必要な措置が講じられていること。

(2)　競走場等の内外の適切な場所に照明設備、テレビカメラ（夜間対応型)、ビデオ（夜間対応型）等が十分な台数整備されており、ナイター競走を実施しても暴力団対策上及び防犯上支障がないこと。

4　清浄な風俗環境の保持等及び青少年の健全育成の観点からの配意事項

(1)　ナイター競走の実施に係る騒音及び照射光等により周辺地域に影響が生じないようにするために必要な措置が講じられていること。

(2)　競走場内及びその周辺に設けられている施設において夜間に酒類の提供が行われることにより、清浄な風俗環境等が害されることのないよう必要な措置が講じられていること。

(3)　未成年者の公営競技に係る各種投票券の購入について、その防止措置が徹底されていること。

5　競走場等及びその周辺における道路交通上の危険その他障害発生防止の観点からの配意事項

(1)　ナイター競走の開催前からレース終了後において、大量公共輸送機関について十分利用可能な運行体制が確保されていること。

(2)　競走場等の周辺に違法駐車、交通渋滞等が発生しないよう次のとおり配意

されていること。

ア　予想される車両の駐車需要に十分対応できる駐車設備が整備されていること。

イ　ナイター競走終了後必要な時間帯まで駐車設備が利用できること。

ウ　駐車設備への車両の誘導並びにレース終了時における車両の誘導及び駐車場の出庫調整等を適切に行うため、必要な車両整理員及び誘導するための施設が確保されていること。

エ　車両の通行経路を歩行者用の通行経路と分離する対策がとられていること。

オ　駐車施設及び通行経路の夜間における視認性を確保するための照明設備が整備されていること。

(3)　歩行者等の安全確保について、次のとおり配意されていること。

ア　競走場内から競走場外及び大量公共輸送機関の乗降場所から競走場までの通行経路について、夜間の視認性確保のための照明設備等安全設備が整備されているとともに、歩行者を誘導するための整理員等が配置されていること。

イ　周辺住民の歩行及び自動車通行の安全を確保するため必要な措置がとられていること。

(4)　競走場へのアクセス道路及びその周辺道路において、来場車両による交通渋滞の発生の防止の対策が十分に実施されていること。

(5)　競走場の周辺道路において、屋台や露店商等による道路不正使用行為が行われないため自主的整理体制が確保されていること。

(6)　その他当該競走場等周辺における交通の安全と円滑の確保及び交通障害発生防止のため、道路交通環境の整備その他必要な措置がとられること。

別添３

ミッドナイト競走の実施に係る協議に対処するに当たっての配意事項

１　一般的配意事項

(1)　ミッドナイト競走（競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に係るナイター競走のうち、当該競走を実施する競走場に一般客を入場させないで実施するものをいう。以下同じ。）の実施に係る協議に対処するに当たっては、競走場の所在地を区域とする住民組織（町内会、自治会等）の同意が得られていることを確認するとともに、反対運動等地域住民の動向に留意すること。

(2)　協議に対処するに当たっては、次の資料を提出するよう求めること。

ア　ミッドナイト競走実施計画書

イ　ミッドナイト競走を実施する競走場付近の見取図

ウ　ミッドナイト競走を実施する競走場の施設の配置図

(3)　午前１時までに競走を終了させることができるように競走の計画が立てられていることを確認すること。

(4)　施行者は、管轄署が治安維持の観点から著しい支障が生じるおそれがあると認めてミッドナイト競走の中止を申し入れたときは、直ちに当該ミッドナイト競走を中止することを確認すること。

(5)　一般客を入場させないことに関し、次のとおり配意されていることを確認すること。

ア　競走場内外の適切な場所に照明設備、テレビカメラ（夜間対応型）、ビデオ（夜間対応型）等を十分な台数整備し、また、競走場の入場口を閉鎖するなど、一般客を入場させないため必要な措置がとられていること。

イ　上記アに反し入場した者を退出させるため必要な措置がとられていること。

(6)　ミッドナイト競走開催に関し、競走場において車券発売に係る現金の管理、輸送等の取扱いがないことを確認すること。

２　ミッドナイト競走に係る事件、事故を警戒、防止するための警備体制に関する配意事項

(1)　次の事項が盛り込まれている警備計画案が定められていること。

ア　警備責任者の指定

イ　警備員の人数

ウ　警備員の配置計画、勤務体制

エ　警備業務に使用する装備

オ　警備員の平均年齢

カ　警備員の常勤、非常勤の別

キ　警備員の教養計画

ク　紛争等の発生時における具体的措置要領

(2)　紛争等に備え、放送設備、消火設備等が整備されていること。
(3)　競走場内外の必要な場所に警察官詰所及び警備員詰所が設けられていること。
(4)　警察官詰所及び警備員詰所には、競走場内外の状況を監視するための装置が設置されていること。
(5)　競走場内の人が通行する場所は、全て舗装されており、敷石が破壊されて投石等に使用されないものであること。
(6)　紛争時において凶器等となるおそれのある物件については、競走場周辺において管理が十分なされていること。
(7)　非常時における警察との連絡方法が定められていること。

3　暴力団等排除の観点からの配意事項

競走場等の内外の適切な場所に照明設備、テレビカメラ（夜間対応型）、ビデオ（夜間対応型）等が十分な台数整備されており、ミッドナイト競走を実施しても暴力団対策上及び防犯上支障がないこと。

4　清浄な風俗環境の保持等及び青少年の健全育成の観点からの配意事項

(1)　ミッドナイト競走の実施に係る騒音及び照射光等により周辺地域に影響が生じないようにするために必要な措置が講じられていること。
(2)　未成年者の勝者投票券の購入について、その防止措置が徹底されていること。